

英国における金融機関等役職員の個人責任強化規制への対応

導入の背景

英国では、2013年6月に、議会・銀行基準委員会(PCBS)が金融機関の広範なガバナンス改革を求める報告書を公表して以来、健全性監督機構(PRA)および金融行為規制機構(FCA)により関連法制の整備が進められて来ました。その一環として、銀行の役職員個人に対する責任の強化に係る規制(シニア・マネジャー・レジーム(SMR))が導入され、2016年3月7日から適用が開始されます。保険会社についても2016年1月から開始するソルベンシーII規制の要件とも関連付け、シニア・インシュランス・マネジャー・レジーム(SIMR)が導入されます。本規制により、英国の銀行・保険会社(以下、「金融機関等」)の役職員はその行動および意思決定についてより明確な責任が課されるようになります。また、金融機関等や当局は当該役職員に対し、より容易に説明責任を課することができるようになります。

また、本規制は英国金融機関等だけではなく、非英国金融機関等であっても英国に現地法人・支店を有する場合には適用対象となるため、日系の銀行、保険会社においても適切に対応することが求められています。適用単位は、グループでなく、事業体(Entity)レベルです。

規制の適用対象と導入される項目

具体的には、主に3つの項目が導入されますが(図1参照)、業態や設置形態によって内容の詳細が異なります。

図1: 規制の適用対象と導入される主な項目

銀行	<ul style="list-style-type: none">■ 適用対象<ul style="list-style-type: none">① 銀行*、PRAが指定する大規模投資銀行、ビルディングソサエティー、クレジットユニオン * 資産規模2.5億ポンド未満の小規模先は一部要件緩和② 外国銀行の英国支店(欧州経済域内国で設立された外国銀行は一部要件緩和)■ 導入される主な項目<ul style="list-style-type: none">①シニア・マネジャー・レジーム(SMR)②認証レジーム③コンダクト・ルール
保険会社	<ul style="list-style-type: none">■ 適用対象<ul style="list-style-type: none">① ソルベンシーII適用保険会社・外国保険会社の英国支店、ロイズ等② ソルベンシーII非適用保険会社 (資産規模2,500万ポンド以上は一部要件がソルベンシーII適用先と同様の取扱い)■ 導入される主な項目<ul style="list-style-type: none">①シニア・インシュランス・マネジャー・レジーム(SIMR)②主要機能を有する者(Key Function Holder)③コンダクト・スタンダード

規制内容の主なポイント

SMR/SIMR

現行のApproved Persons Regime (APR) 規制においても、金融機関の重要な意思決定機能はControlled Function (CF) として規定され、その機能を担う者について当局の承認が必要とされています。新しく導入される規制では、当局の承認が必要な機能を詳細に分類化し、銀行等に対しては、シニア・マネジメント・ファンクション (SMF) という形で導入されました。保険会社に対しては、PRAは銀行と同様に現行CFを詳細に分類化し、シニア・インシュランス・マネジメント・ファンクション (SIMF) という形で導入したほか、FCAはPRAがSIMFに移行させなかった現行のCFについて当局の事前承認を求めるとしました(図2参照)。

また、基本的な責任事項である「事前に定められた責任 (Prescribed Responsibility)」が指定されました(図3参照)。金融機関等は、「事前に定められた責任」をどのSMF/SIMFの職責を担当する上級管理職が担うのかを整理した後、それぞれのSMF/SIMFがその責任を担うに適切な人物であるかを評価 (Fit & Proper) する必要があります。当局への申請に向け、「事前に定められた責任」がどのようにSMF/SIMFとなる役職員に割り当てられているかを図示した「責任マップ」、「ガバナンスマップ」や、各SMF/SIMFの責任・担当業務について説明した「責任文書」の作成が必要となります。また、金融機関等は責任マップ、ガバナンスマップを定期的にアップデートし、常に最新の情報を反映しておく必要があります。

図2: SMF/SIMFの種類

SMF / SIMF	執行機能	英国銀行	非欧州系外銀支店	英国保険会社	監視機能	英国銀行	非欧州系外銀支店	英国保険会社
1	最高経営責任者	○	×	○	9 会長	○	×	○
2	最高財務責任者	○	△	○	10 リスク委員会議長	○	×	○
3	業務執行取締役	○	×	※	11 監査委員会議長	○	×	○
4	最高リスク責任者	○	△	○	12 報酬委員会議長	○	×	○
5	内部監査部門ヘッド	○	△	○	13 指名委員会議長	○	×	※
6	主要ビジネス部門ヘッド	○	×	※	14 独立社外取締役	○	×	○
7	グループ・エンティティ・シニア・(インシュランス・) マネジメント	○	○	○				
16	法令等遵守の監督	○	○	※	(凡例)			
17	マネーロンダリングの報告	○	○	※	○…必ず設置 △…対象者がいる場合に設置 ×…設置不要			※…FCA CF

【各業態等に特有のSMF/SIMF】

英国銀行

- 他の全体的な責任者 (SMF18)

英国保険会社

- 第三国支店長 (SIMF19)
- チーフ・アクチュアリー (SIMF20)
- 利益配当付き保険契約のアクチュアリー (SIMF21)

(このほか、FCA CFも当局承認が必要)

非欧州系外国銀行支店

- 海外支店長 (SMF19)
- 現地における他の責任者 (SMF22)
- チーフ・アンダーライティング・オフィサー (SIMF22)
- 保険引受リスク監督 (SIMF23)
- 小規模保険会社のシニア・マネジャー (SIMF25)

図3: 事前に定められた責任の適用対象と概要 (銀行の例)

全ての金融機関	(本規制に関連する義務等) <ul style="list-style-type: none"> ■ SMR、認証レジームに係る義務の遵守、責任マップに関する要件の遵守、全ての「事前に定められた義務」の配分、金融犯罪リスクに対する方針や手続全般に関する責任
規模が大きい金融機関*のみ	(非執行取締役向け) <ul style="list-style-type: none"> ■ 方針・手続整備に係る指導・監督の実施と経営会議体メンバーへのトレーニング、内部監査・コンプライアンス・リスク管理機能の独立性・セーフガードとしての役割の確保とこれら機能の監督 (それ以外のシニア・マネジャー向け) <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常の業務運営での当該金融機関のカルチャー導入や経営会議体によるカルチャー形成のリード、公益通報に係る方針・手続の独立性や効果に係る責任、資本・資金調達・流動性の配分と管理、財務管理、経営情報の統合と当局者への報告、RRPIに係る内部プロセスの監督、内部ストレステストの実施と当局者への適時報告、ビジネスモデルの開発と管理、非執行取締役の適格性確保
特定の状況に対し適用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己勘定取引業務に係る責任、最高リスク責任者がいない場合におけるリスク管理に係る方針・手続の監督と実施、内部監査を外部委託する場合の委託内容の監督や外部監査との間の独立性確保、リングフェンス規制の遵守に係る管理、顧客財産管理に係るコンプライアンス
小規模金融機関**のみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスク管理に係る方針や手続の実施と管理、金融機関の態勢整備や統制環境の管理、金融機関自身の金融資産の管理、経営会議体の法規制による要請事項の遵守

* 資産規模が2.5億ポンド以上の場合

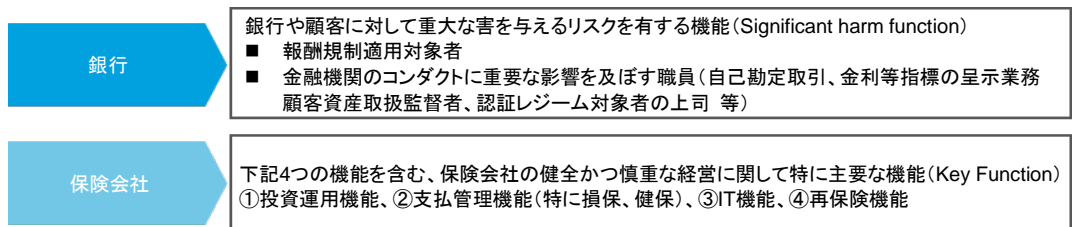
** 資産規模が2.5億ポンド未満の場合 (*および**のいずれも直近5年の数値を平均)

なお、銀行分野のみに限られますが、本規制では、規制違反行為が発生した場合のシニア・マネジャーへの制裁権限が強化されたことも特徴的な点です。各SMFは、責任を負う範囲において規制違反行為が発生した場合、自身が合理的に期待される対策を講じたという事を、自ら当局に説明することが必要となりました。当局が説明内容を了承しない場合、SMFは規制行為違反を行ったとみなされることとなります(「挙証責任の転換」)。

認証レジーム、主要機能を有する者(Key Function Holder)

金融機関等は、SMF/SIMFの対象となる上級管理職以外にも、重要な業務を担当する役職員(図4参照)を特定し、その適格性の評価の手順を構築し、任命時点ならびに年次で継続的な評価を行う必要があります。銀行においては、当該役職員が適格性(Fit & Proper)を有していることについて、銀行が認証(Certification)を与えなければなりません(保険会社については認証の必要はありませんが、保険会社による適格性の評価を行う必要が有ります)。なお、適格性の評価に当たり、SMF/SIMFについては、法律が許す範囲内で可能な限り、犯罪歴を調査しなければなりません。また、従業員が他社の重要な業務に転職する際には、転職元の金融機関は従業員に関する情報を転職先に提供することが必要となります。

図4: 重要な業務を担当する役職員



コンダクト・ルール、コンダクト・スタンダード

従業員やシニア・マネジャーに期待されるハイレベルな基準(銀行ではコンダクト・ルール、保険会社ではコンダクト・スタンダード)がそれぞれ定められました(図5参照)。金融機関等は研修等を通じ、従業員の規制遵守を確保することが必要となり、SMFや認証レジーム対象者が違反行為を行った場合、その都度金融機関から当局へ報告する必要があります(その他の職員については、年次でまとめて金融機関から当局へ報告)。適用開始時期について

は、SMFや認証レジーム対象者は2016年3月7日から、その他の職員については、1年後の2017年3月7日からとなります。

図5: コンダクト・ルール、コンダクト・スタンダード

全職員向け	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誠実性、スキル、勤勉性、当局への協力、顧客利益重視、市場コンダクト基準の遵守
SMF/SIMF、 認証レジーム、 主要な機能 対象者向け	<ul style="list-style-type: none"> ■ 責任範囲の内部統制、規制要件の遵守、適切な職員への権限移譲後の業務運営に係る合理的な対策の構築 ■ PRA/FCAIに対する合理的に期待される情報の適切な開示 ■ (保険のみ)責任を行使する際、保険契約者の利益を適切な程度に保護するための規程の遵守を通じた、保険契約者の利益に関する十分な配慮

本邦金融機関にとって実務上課題となる点

全社的なガバナンス態勢の理解

金融機関業務の高度化に伴って、社内でのレポートラインは、国やセクターを超えた複数のラインが存在する等、複雑化する傾向が見受けられますが、その意思決定と責任が不明確になりつつあります。本規制において必要とされる責任マップやガバナンスマップを作成するに際し、金融機関等は、全社的なガバナンスや意思決定プロセスの全体像の整理が重要課題となります。

グループ・エンティティ・シニア・(インシュランス・)マネジメント(GESM)の選定

SMF等は基本的に英国拠点の役職員から選定されますが、外国金融機関グループの場合、英国拠点の活動や意思決定に直接的に重要な影響を及ぼす役職員が、非常勤役職員として親会社や本店等から英国拠点に派遣されているケースでは、GESMとしての当局承認が必要となる可能性があります。金融機関等は、親会社等の役職員による現地業務への関与の程度等の状況を分析し、GESMを選定する必要性の判断やそれに伴った対応プランを検討することが課題となります。

報酬規制とSMFとの関係

SMFに該当する者は報酬規制の適用対象ともなるため、特に親会社等の役職員からGESMを選定する場

合、当該GESMに対する報酬規制の適用方法についても検討する必要があります。

レポートラインや内部規程の変更

英国のシニア・マネジャーの職責と本社による英国拠点管理の現状を分析し、本規制とのギャップが発生している部分をどのように解消するか検討が必要です。その際、グループガバナンスの観点から内部規程等の見直しも必要となります。

SMFによる「拳証責任」への対応

銀行分野では、違反行為が発生した場合、責任者であるSMFには、違法行為を防ぐために合理的な対策を講じたかに関して、当局への拳証責任が課せられるようになりました。銀行は、合理的な対策をシニア・マネジャーが履行したと証明するための対策を検討することが重要となります。また、当局から資料を要請された際、迅速に対応できるような体制の整備も課題となります。

研修の実施

シニア・マネジャーは、コンダクト・ルールを遵守する必要がありますが、それぞれの役割や責任に応じた研修プログラムの開発・拡充が課題となります。

改正案等

英国財務省は、2015年10月15日に、金融サービス市場法(FSMA)により規制される全ての金融サービス企業に対して、シニア・マネジャーおよび認証レジーム(Senior Managers and Certification Regime、以下SM&CR)を適用することを提案する、政策文書を公表しました。シャドー・バンキング・セクター等での、規制のアービトラージを防止することを目的としています。正式に、適用拡大が決定されると、シニア・マネジャーおよび認証レジームの対象会社は、約6万社となります。また、英国財務省は、同時に、上記拳証責任の転換義務の撤廃等も提案しました。

グループネットワークを生かしたサービスのご提供

トーマツでは、デロイト グループのグローバルネットワークを生かし、SMR/SIMR規制への対応につき、海外金融機関グループの英国子会社を含め、既に多数のアドバイザリーサービス提供の実績があるデロイト・ロンドンと連携したサービスをご提供いたします。サービス提供実績を通じて英国当局等から収集した情報やプラクティスを活用し、本規制適用対象者の特定や当局申請手続きに関するアドバイスのご提供、またガバナンスや内部規程の変更等の規制導入に際して必要とされる体制整備等について、様々なサービスをご提供いたします。

お問い合わせ

有限責任監査法人トーマツ

アドバイザリー事業本部 金融インダストリーグループ/FSI

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel: 03-6213-1162 Fax: 03-6213-1186

担当 佐竹正規、佐川裕一、福井雅一

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。